

【果樹共済 鳥獣害対策費助成 交付要領】

1. 交付目的

県下の鳥獣による被害は年々増加傾向にある中で、組合員や出荷団体では様々な対策を講じ、その被害を食い止めるのに苦慮しているのが現状である。

果樹栽培にかかる鳥獣害対策経費の一部を補助することにより組合員、出荷団体及び駆除資格を有する団体等の負担を軽減し、損害防止並びに果樹生産の経営安定を図ることを目的とする。

2. 交付対象年度

令和7年度

3. 予算額

1,200,000円

4. 交付対象

令和7年1月1日～令和7年12月31日の間に管理及び購入等を行った農業保険加入者及び出荷団体等。

5. 交付基準

(1) カラス捕獲檻維持管理助成

カラス捕獲檻にかかるカラスの餌付け用のえさ代、猟友会等への委託料など維持管理に対する助成費。

・捕獲檻（網）1基に対し20,000円を助成額の上限とする。

(2) カラス捕獲檻購入助成

カラス捕獲檻購入にかかる助成費。

・捕獲檻1基に対し、購入費の1/2を助成する。ただし、1基に対し50,000円を助成額の上限とする。

(3) 侵入防止資材等購入助成

ワイヤーメッシュ、電気柵、ワイヤー、テグス、防鳥ネットによる侵入防止対策を講じる設備に係るもの（設備の更新含む）に対する購入助成費（集団で樹園地を囲むなど侵入防止対策を実施した場合には面積按分し加入者の負担額を計算する）。ただし、爆音機及びこれに類するものは除く。

・資材代等の10%を助成する。ただし、1件に対し100,000円を助成額の上限とする。

(4) 駆除に係る助成

駆除を依頼した出荷団体等に対する助成費。

・令和7年1月1日～令和7年12月31日までに駆除を実施した経費。

・実施経費の20%を上限とする。

(1)～(4)について、申請の結果により予算額を上回る場合は交付額の調整を行う。
なお、交付額の小数点以下は切り捨てる。

6. 交付申請及び提出期限

交付を受けようとするものは、別紙申請書（添付書類を含む）を令和8年1月31日までに組合へ提出する。

7. 交付時期及び交付方法

令和8年2月に申請書において指定された口座に振込する。

8. 制定年月日

令和7年4月1日